

令和 7 年度

構内上水道管漏水小破修繕・交換

特記仕様書

令和 7 年 12 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 修理概要

本業務は、研究所構内にて発生した上水道管の漏水箇所の修繕・交換を行うものである。

## 2. 施工場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（別添参照）

## 3. 工期

契約締結日より令和8年3月31日までとする。

## 4. 修理内容

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量	参考数量
構内水道管漏水小破交換・修繕				
調査工	アスファルト切断・取壊 アスファルト処分 掘削・埋戻調査工	式	1	1式 1式 1式
漏水小破交換・修繕	既存管撤去・新設接合 管材 接手類 消火栓 レバー式補修弁 フランジ パッキン パッキン ボルトナット 消火栓用蓋（枠付） レジコンクリート（上部） レジコンクリート（下部） レジコンクリート（底版） ボルトセット	本 個 個 個 個 個 枚 枚 セット 個 個 個 個 個 セット	1 1 1 1 1 1 1 1 8 1 1 2 1 1	STPG-VS80×4000L VFL80A 7.5k B103N75 右開き 7.5K 弁左開き ねじフランジ 75A GF パッキン 1号 75A 上水全面パッキン 75 16×75 ø600 ø600 ø600 ø600
廃棄物処分	撤去材・廃材処理 掘削・埋戻工 配管修繕工	式	1	1式 1式 1式

## 5. 支給材料、貸与物件

支給材料及び貸与物件は、無し。

## 6. 修理仕様

### 6-1 総則

- (1) 本件は横須賀市の指定給水装置工事事業者に登録された者が施工するものとする。
- (2) 仕様書に記載の無い事項については、横須賀市 上下水道局が発出した以下を準用するものとする。
  - ①水道工事共通仕様書（令和7年10月）
  - ②上下水道局配水管工事材料仕様書（令和6年6月）
  - ③横須賀市給水装置工事基準書（2025年4月1日）
  - ④給水装置工事設計施工技術書（2025年4月1日）
- (3) 受注者は本工事の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ実施する。

### 6-2 調査工

- (1) 漏水が生じている箇所の調査を行うことができるようアスファルト切断・取壟と地面の掘削作業を行うものとする。  
なお作業は掘削用機械と手掘りで行い、周辺の埋設物に損傷を与えないよう実施するものとする。
- (2) 調査により発生した土砂は、埋戻しに流用することを想定している。

### 6-3 漏水小破交換・修繕

- (1) 受注者は漏水・発生箇所となっている消火栓と関連箇所の交換・修繕を行うこと。
- (2) 修理に伴い既存の設備に対し作業を行う場合は、作業後現状復旧を行うこと。
- (3) 漏水が生じている管の交換後、適切に通水検査を行うこと。
- (4) 受注者は作業後に管内を点検し、工具等の置き忘れがないことを確認すること。  
また配管作業が2日以上となる場合は、土砂・汚水等が流入しないよう養生を行うこと。
- (5) 配管作業が終了後、土砂を埋戻すものとする。
- (6) 埋戻しの際に土砂の不足が見込まれる場合は、受注者が埋戻材を準備するものとする。

## 7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 8. その他

### 8-1 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本仕様書に明記なき事項及び本修理の遂行上疑義が生じた場合は、全て両者が協議のうえ、決定しなければならない。
- (2) 修理内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とし、工期末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 書面を提出する場合の書式（提出部数も含む）は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

### 8-2 完成図等

本修理における完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、提出書類すべての最終成果(以下「完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で1部提出するものとする。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (4) 提出書類
  - ①仕 様 書
  - ②報 告 書
  - ③写 真
  - ④その他必要な書類

8-3 受注者は本修理遂行中に当所所有物に損傷を与えた場合、直ちに監督職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

8-4 本件の実施について受注者は事前に監督職員と打ち合わせを行い、監督職員から提示された期間内に修理を完了すること。なお修理の着手時期については、材料が納品され次第速やかに開始することとする。

8-5 本件の実施については、関係機関と密接な連絡を保ち、安全確保に万全の措置を講じなければならない。

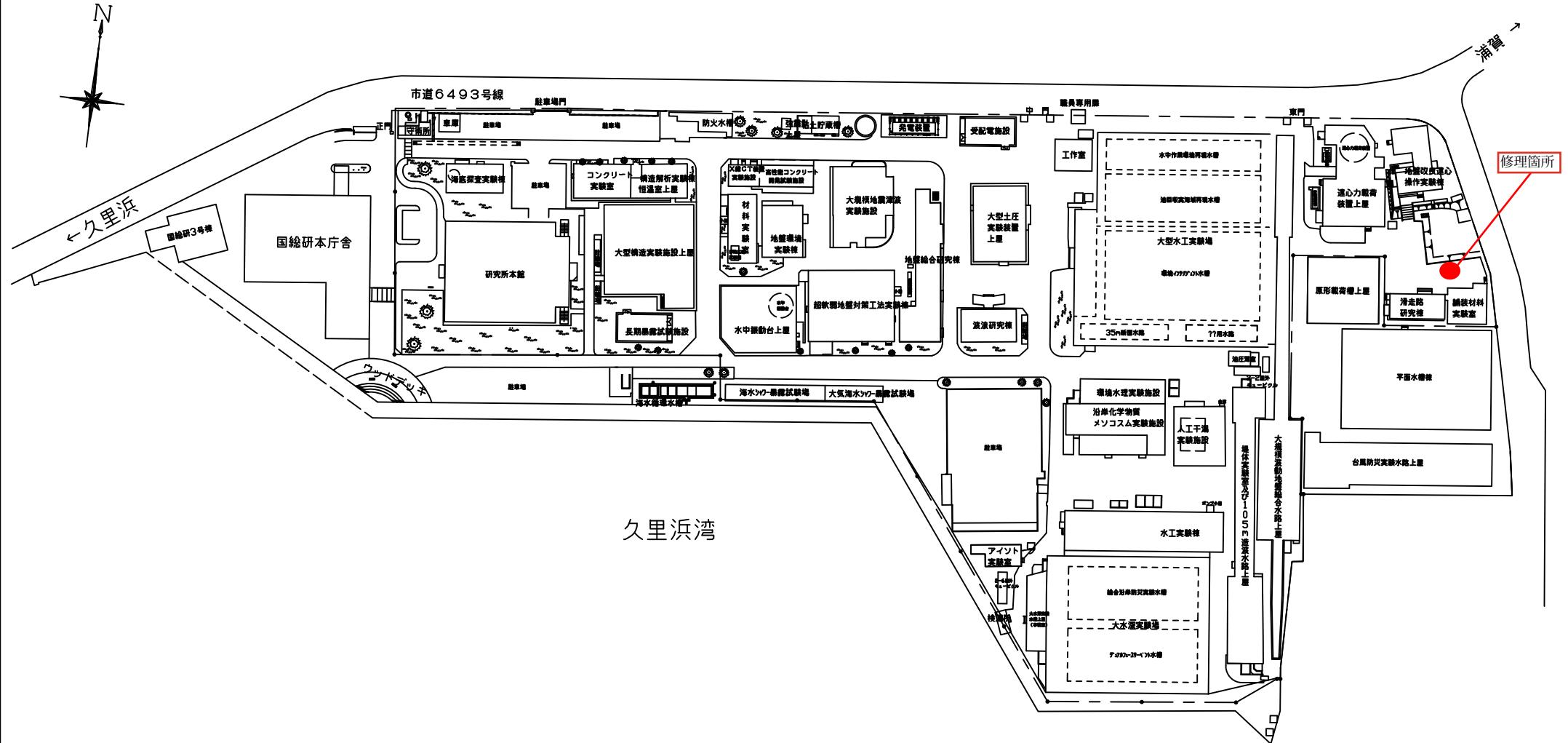
8-6 受注者は、修理において当所内で使用する電力、用水を無償で使用できるものとする。

8-7 受注者は修理完了後1年以内に、受注者の責任に帰する原因によって故障、破損が発生した時は、無償で修理を行うものとする。

8-8 本修理において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分するものとする。

8-9 受注者は、産業廃棄物が搬出される場合には、産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提示しなければならない。

以 上



年 度	令和7年度	
件 名	横内上水道管漏水小破修繕・交換	
図面名称	位置図	
縮 尺	1:1500	单 位
作成年月	令和7年12月	図面番号
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所		1